

(仮称) 松山処分場第三期整備事業（管理型最終処分場の増設） 環境影響評価方法書に対する山形県知事意見

本事業は、株式会社村山コンポストリサイクルセンターが設置している管理型最終処分場について、令和14年以降埋立容量が不足することから、既施設に嵩上げ増設することにより、安定的な埋立容量を確保し、近年頻発する自然災害による災害廃棄物の受け入れなど県内の生活環境保全に資するとしている。

しかし、本事業は既施設を嵩上げ増設するものであり、隣接する森林地域に処分場の拡張が伴い、土地の形質を変更することから、工事の実施及び施設の共用により、地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

以上を踏まえ、事業計画の策定に当たっては、下記の事項に留意したうえで、環境への影響を回避・低減すること。

1 全般的な事項

(1) 総論

- ア 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに、環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
- イ 環境影響評価手続きを進めるに当たっては、地域住民に対し、積極的な情報提供、丁寧な説明及び意見の聴取等を行うなど、事業内容への理解を得るよう努めること。
- ウ 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてこれらの項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- エ 環境影響評価の実施に当たっては、事業による環境への影響について、可能な限り定量的な把握に努め、調査、予測及び評価を行うこと。
- オ 準備書手続き以降のアセス図書の作成に当たっては、事業計画や調査、予測及び評価の根拠となる環境基準など可能な限り具体的かつ分かり易い表現で記述すること。

(2) 事業計画

- ア 既存の最終処分場との累積的な影響については、評価項目ごとに考え方を整理し、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

イ 事業実施区域は、県が公表する「新たな土砂災害の発生のおそれがある箇所」等に近接しているため、地震や大雨などの災害に備え、十分な対策を講じ、土砂災害や環境汚染事故の未然防止を図ること。

2 個別事項

(1) 事業関係の明確化

既設事業である第1号及び第2号埋立地と本増設事業の位置関係(高低差・圧送経路・自然流下区間)を断面図・平面図等で示し、事業の全体像を分かり易く記載すること。

(2) 水環境

ア 近年頻発する局地的大雨や線状降水帯の停滞による集中豪雨の発生を踏まえ、浸出水処理施設及び調整池や地下水集排水設備などの排水設備について、十分な処理能力を確保すること。

また、処理水の放流先となる河川の氾濫や洗掘による土砂流出などによる災害の防止を図ること。

イ 水処理については、既存施設において今回の増設分を含めた処理を行う計画となっていることから、運用条件(平常時・豪雨時の切替、超過時対応)を整理し、既設と増設を通じた全体の水処理にかかる環境への影響について、予測及び評価すること。

ウ 地下水の水位・流れや水質について、現況の把握・調査を行い、豪雨及び濁水時を想定した水質影響調査・予測を行うこと。

(3) 希少猛禽類の保全

事業実施区域周辺で確認されるクマタカの生息への影響を回避・低減するため、適切な配慮方針を示すこと。

(4) その他

近年のクマ被害を踏まえ、最終処分場における動植物残渣による誘因防止対策の継続・強化を図ること。